み替えられた法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定により事業年度の所得の計算上法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に算入される個別欠損金額又は欠損金額」と、「法第八十一条の九第一項の規定の適用がある連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定の適用がある個別欠損金額又は欠損金額」を「法第五十九条第二項に規定する」と規定する」と、同号イ中「第百十七条の二第一号」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第百十七条の二第一号」と、同号ロ中「法第八十一条の九第一項（連結欠損金の繰越し）の規定により連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定により事業年度の所得の計算上法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に算入される個別欠損金額又は欠損金額」と、同項第二号中「法第五十九条第二項に規定する」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項に規定する」と、「法第八十一条の九第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項及び第五十八条第一項」と、「法第五十九条第二項及び」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項及び」に改める。

第二十四条の六第一項中「第六十八条の十の二第五項」の下に、「、第六十八条の十の二第五項」を、「第六十八条の十四第五項」の下に、「、第六十八条の十四第五項」を加え、同条第二項第一号中「第四十二条の五第五項」の下に、「、第四十二条の五の二第五項」を、「第四十二条の十第五項」の下に、「、第四十二条の十一第五項」を、「第六十八条の十四第五項」の下に、「、第六十八条の十の二第五項」を、「第六十八条の十四第五項」の下に、「、第六十八条の十五第五項」を加える。

第二十四条の七第一項中「第四十二条の五第五項」の下に、「、第四十二条の五の二第五項」を、「第四十二条の十第五項」の下に、「、第四十二条の十一第五項」を加える。

第二十八条第一項中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、「充当をする日」の下に「（同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日。次条第五項第二号ロにおいて「充当日」という。）」を加える。

第二十九条第二項中「減額する更正」の下に「（当該事業税額についての処分等（更正の請求（法第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求をいう。第五項第二号イにおいて同じ。）に対する処分又は法第七十二条の三十九第二項、第七十二条の四十一第二項又は第七十二条の四十一の二第二項の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び第五項第二号イにおいて「更正等」という。）」を加え、「その更正後の」に改め、同条第三項中「第二十八条」を「前条」に改め、同条第四項中「第二十八条まで」を「前条まで」に、「申告書」とあるのは「申告書」とあるのは」に改め、「、第二十八条中「（第二十五条第一項の規定による請求書の提出が当該中間納付額に係る事業年度分の事業税の法第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限後にあつた場合においては、当該期限の翌日から当該請求書の提出があつた日までの期間を除く。）」とあるのは「（法第七十二条の三十九第二項、第七十二条の四十一第二項又は第七十二条の二第二項の規定による決定により還付する場合においては、当該中間納付額に係る事業年度分の事業税の法第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限の翌日から当該決定があつた日までの期間を除く。）」と」を削り、同条に次の一項を加える。

5　前項において準用する前条第一項の場合において、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日数は、同項の期間に算入しない。

一　第一項の規定による還付金　同項に規定する中間納付額に係る事業年度の法第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から同項の決定の日までの日数

二　第二項の規定による還付金　同項に規定する中間納付額に係る事業年度の法第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの日数

イ　第二項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

(1)　更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。(1)において同じ。）　当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

(2)　法第七十二条の三十九第二項、第七十二条の四十一第二項又は第七十二条の四十一の二第二項の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及び中間納付額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに起因して失われたこと若しくは当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたこと又は第六条の十五第二項各号に掲げる理由に基づき行われた更正を除く。）　当該決定の日

ロ　その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日

第三十七条の五の二第二項第三号中「第五十二条の十の十第三号」を「第五十二条の十の七第三号」に改め、同条第四項第三号中「第五十二条の十の十四第三号」を「第五十二条の十の十第三号」に改める。

第三十七条の十六第一号中「、第三十九条の二の四第一項」を「、第三十九条の二の三第一項」に、「あん分して」を「按分して」に、「第三十九条の二の四第一項第一号」を「第三十九条の二の三第一項第一号」に改め、同条第二号中「第三十九条の二の四第一項第二号」を「第三十九条の二の三第一項第二号」に改める。

第三十七条の十九から第三十八条の二までを削る。

第三十八条の三（見出しを含む。）中「第七十三条の十四第八項」を「第七十三条の十四第六項」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十九条の見出し及び同条第一号中「第七十三条の十四第八項」を「第七十三条の十四第六項」に改め、同条第二号から第五号までの規定中「第七十三条の十四第十項」を「第七十三条の十四第九項第八項」に改め、同条第六号中「第七十三条の十四第十二項第一号」を「第七十三条の十四第八項第一号」に改める。

第三十九条の二の見出し中「第七十三条の十四第十項」を「第七十三条の十四第八項」に改め、同条第一項中「第七十三条の十四第十項第二号」を「第七十三条の十四第八項第二号」に改め、同条第二項中「第七十三条の十四第十項第三号」を「第七十三条の十四第八項第三号」に改め、同条第三項中「第七十三条の十四第十項第四号」を「第七十三条の十四第八項第四号」に改める。

第三十九条の二の三（見出しを含む。）中「第七十三条の十四第十二項」を「第七十三条の十四第九項」に改め、同条を第三十九条の二の二とし、第三十九条の二の四を第三十九条の二の三とする。

第三十九条の四中「第三十八条の三」を「第三十八条」に改める。

第三十九条の五を削る。

第三十九条の六（見出しを含む。）中「第七十三条の二十七の六第一項」を「第七十三条の二十七の五第一項」に改め、同条を第三十九条の五とする。

第三十九条の七（見出しを含む。）中「第七十三条の二十七の六第一項」を「第七十三条の二十七の五第一項」に改め、同条を第三十九条の六とする。

第三十九条の七の二（見出しを含む。）中「第七十三条の二十七の七第一項」を「第七十三条の二十七の六第一項」に改め、同条を第三十九条の七とする。

第三十九条の七の三を削る。

第四十八条の十二第二項中「充当をする日」の下に「（同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日）」を加える。